

○鎌倉市廃棄物減量化等推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市廃棄物の減量、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、鎌倉市廃棄物減量化等推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員の委嘱人数については、自治会・町内会の世帯数又は事業者団体の事業者数が500ごとに1人とする。ただし、団体ごとの最低人数は1人とする。

2 推進員は、自治・町内会及び事業者団体の推薦を受け、地域性を考慮して市長が委嘱する。

3 推進員の委嘱は、委嘱状を交付することにより行うものとする。

(任期)

第3条 推進員の任期は、委嘱日から委嘱日の属する年度の最終日までとする。

2 推進員は、市長が認めた場合、再任されることができる。

(活動)

第4条 条例第13条第2項に規定する推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) ごみの減量、資源化の促進及び指導に関すること。
- (2) ごみの適正排出に関すること。
- (3) ごみの不法投棄防止に関すること。
- (4) 市と地域との連絡調整に関すること。
- (5) 会議等の出席に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた事項。

(解職)

第5条 推進員が次の事項に該当したときには、推進員の委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員本人が転居等により、活動が不可能なとき。
- (2) その他市長が認めたとき。

(報償)

第6条 推進員の報償は、1年度につき5,000円とする。

(庶務)

第7条 推進員に関する庶務は、推進員担当課で処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(廃止)

2 鎌倉市廃棄物減量化等推進員設置要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。